山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表

行

(指定介護予防サービスの事業の一般原則) 第4条 一略一 2 一略一

(衛生管理等) 第27条の2 - 略-2 一略一

(準用)

第42条 第26条の2、第26条の3及び第27条の2 第42条 第26条の2、第26条の3及び第27条の2 から第27条の5までの規定は、指定介護予防訪 問看護の事業について準用する。この場合にお いて、第27条の2第1項中「介護予防訪問入浴 介護従業者」とあるのは「看護師等」と、同条 第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる 浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設 備及び備品等」と読み替えるものとする。 (準用)

第50条 第26条の2、第26条の3及び第27条の2 第50条 第26条の2、第26条の3及び第27条の2 から第27条の5までの規定は、指定介護予防訪 問リハビリテーションの事業について準用す る。この場合において、第27条の2第1項中「介 護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「理 学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、同 条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用い る浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設 備及び備品等」と読み替えるものとする。

改正案

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第4条 一略一

- 2 一略一
- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人 権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の 整備を行うとともに、その従業者に対し、研修 を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予 防サービスを提供するに当たっては、介護保険 等関連情報その他必要な情報を活用し、適切か つ有効に行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第27条の2 - 略-

- 2 一略一
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指 定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症 が発生し、又はまん延しないように、規則で定 める措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第27条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者 は、虐待の発生を防止するため、規則で定める 措置を講じなければならない。

(準用)

から第27条の6までの規定は、指定介護予防訪 問看護の事業について準用する。この場合にお いて、第27条の2第1項中「介護予防訪問入浴 介護従業者」とあるのは「看護師等」と、同条 第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる 浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設 備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

から第27条の6までの規定は、指定介護予防訪 問リハビリテーションの事業について準用す る。この場合において、第27条の2第1項中「介 護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「理 学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、同 条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用い る浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設 備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

から第27条の5までの規定は、指定介護予防居 宅療養管理指導の事業について準用する。この 場合において、第27条の2第1項中「介護予防 訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防 居宅療養管理指導従業者」と、同条第2項中「指 定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の 設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」 と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第79条の2 - 略-

(衛生管理等)

第80条 一略一

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、 は、当該事業所において感染症が発生し、又は まん延しないように必要な措置を講ずるよう努 めなければならない。

(準用)

第82条 第26条の2、第26条の3及び第27条の3|第82条 第26条の2、第26条の3及び第27条の3 から第27条の5までの規定は、指定介護予防通 所リハビリテーションの事業について準用す る。

(衛生管理等)

第92条の2 - 略-

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当 該指定介護予防短期入所生活介護事業所におい て感染症が発生し、又はまん延しないように必 要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (準用)
- 第94条 第26条の3、第27条の3から<u>第27条の5</u>第94条 第26条の3、第27条の3から<u>第27条の6</u> まで及び第79条の2の規定は、指定介護予防短 期入所生活介護の事業について準用する。

(準用)

第103条の3 第26条の3、第27条の3から第27 第103条の3 第26条の3、第27条の3から第27 条の5まで、第79条の2、第85条及び第87条並 びに第4節(第94条を除く。)及び第5節の規 定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業 について準用する。

(準用)

(準用)

第58条 第26条の2、第26条の3及び第27条の2|第58条 第26条の2、第26条の3及び第27条の2 から第27条の6までの規定は、指定介護予防居 宅療養管理指導の事業について準用する。この 場合において、第27条の2第1項中「介護予防 訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防 居宅療養管理指導従業者」と、同条第2項中「指 定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の 設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」 と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第79条の2 - 略-

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者 は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地 域住民の参加が得られるよう連携に努めなけれ ばならない。

(衛生管理等)

第80条 一略-

当該事業所において感染症が発生し、又はまん延 しないように、規則で定める措置を講じなければ ならない。

(準用)

から第27条の6までの規定は、指定介護予防通 所リハビリテーションの事業について準用す

(衛生管理等)

第92条の2 - 略-

該指定介護予防短期入所生活介護事業所におい て感染症が発生し、又はまん延しないように、\_ 規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

まで及び第79条の2の規定は、指定介護予防短 期入所生活介護の事業について準用する。

(準用)

条の6まで、第79条の2、第85条及び第87条並 びに第4節(第94条を除く。)及び第5節の規 定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業 について準用する。

(準用)

第109条 第26条の3、第27条の3から<u>第27条の5</u> 第109条 第26条の3、第27条の3から第27条の6

まで、第79条の2、第85条、第90条から第93条 まで、第95条及び第96条の規定は、基準該当介 護予防短期入所生活介護の事業について準用す る。この場合において、第96条中「第85条」と あるのは「第109条において準用する第85条」と、 「前条」とあるのは「第109条において準用する 前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第116条 第26条の3、第27条の3から第27条の5 第116条 第26条の3、第27条の3から第27条の6 まで、第79条の2、第80条及び第90条の規定は、 指定介護予防短期入所療養介護の事業について 準用する。

(準用)

第134条 第27条の3から第27条の5まで、第79第134条 第27条の3から第27条の6まで、第79 条の2及び第92条の2の規定は、指定介護予防 特定施設入居者生活介護の事業について準用す る。

(準用)

第144条 第27条の3から第27条の5まで、第79第144条 第27条の3から第27条の6まで、第79 条の2、第92条の2、第130条及び第131条の規 定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施 設入居者生活介護の事業について準用する。こ の場合において、第27条の3第2項中「指定介 護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは、「指 定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス 事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事 業所」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第151条 一略一  $2 \sim 5$  一略一

(準用)

第153条 第26条の2、第26条の3及び第27条の3 第153条 第26条の2、第26条の3及び第27条の3 から第27条の5までの規定は、指定介護予防福 祉用具貸与の事業について準用する。

ら第27条の5まで、第146条、第148条から第152 当介護予防福祉用具貸与の事業について準用す る。

(準用)

まで、第79条の2、第85条、第90条から第93条 まで、第95条及び第96条の規定は、基準該当介 護予防短期入所生活介護の事業について準用す る。この場合において、第96条中「第85条」と あるのは「第109条において準用する第85条」と、 「前条」とあるのは「第109条において準用する 前条」と読み替えるものとする。

(進用)

まで、第79条の2、第80条及び第90条の規定は、 指定介護予防短期入所療養介護の事業について 準用する。

(準用)

条の2及び第92条の2の規定は、指定介護予防 特定施設入居者生活介護の事業について準用す る。

(準用)

条の2、第92条の2、第130条及び第131条の規 定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施 設入居者生活介護の事業について準用する。こ の場合において、第27条の3第2項中「指定介 護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは、「指 定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス 事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事 業所」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第151条 一略一

 $2 \sim 5$  一略一

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指 定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症 が発生し、又はまん延しないように、規則で定 める措置を講じなければならない。

(準用)

から第27条の6までの規定は、指定介護予防福 祉用具貸与の事業について準用する。

(準用)

第157条 第26条の2、第26条の3、第27条の3か第157条 第26条の2、第26条の3、第27条の3か ら第27条の6まで、第146条、第148条から第152 条まで、第154条及び第155条の規定は、基準該 条まで、第154条及び第155条の規定は、基準該 当介護予防福祉用具貸与の事業について準用す る。

(準用)

第163条 第26条の2、第26条の3、第27条の2か 第163条 第26条の2、第26条の3、第27条の2か ら第27条の5まで及び第150条の規定は、指定特 定介護予防福祉用具販売の事業について準用す る。

附則

 $1 \sim 3$  一略一

4 第128条及び第140条の規定にかかわらず、療4 第128条及び第140条の規定にかかわらず、療 養病床等を有する病院又は病床を有する診療所 の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診 療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換 (当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床 の病床数を減少させるとともに、当該病院又は 当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホー ム (老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人 ホームをいう。) その他の要介護者、要支援者 その他の者を入所又は入居させるための施設の 用に供することをいう。)を行って指定介護予 防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の 医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老 人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療 所に併設される第137条第1項に規定する指定 介護予防特定施設をいう。)においては、併設 される介護老人保健施設、介護医療院又は病院 若しくは診療所の施設を利用することにより、 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利 用者の処遇が適切に行われると認められるとき は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設 に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

ら第27条の6まで及び第150条の規定は、指定特 定介護予防福祉用具販売の事業について準用す る。

附則

 $1 \sim 3$  一略一

- 養病床等を有する病院又は病床を有する診療所 の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診 療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換 (当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床 の病床数を減少させるとともに、当該病院又は 当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホー ム (老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人 ホームをいう。) その他の要介護者、要支援者 その他の者を入所又は入居させるための施設の 用に供することをいう。)を行って指定介護予 防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の 医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老 人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療 所に併設される第137条第1項に規定する指定 介護予防特定施設をいう。)においては、併設 される介護老人保健施設、介護医療院又は病院 若しくは診療所の施設を利用することにより、 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利 用者の処遇が適切に行われると認められるとき は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設 に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。
- 5 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで の間、第27条(第35条において準用する場合を 含む。)、第40条、第48条、第56条、第79条、 第92条 (第103条の3及び第109条において準用 する場合を含む。)、第101条、第114条、第122 条、第132条、第142条及び第150条(第157条及 び第163条において準用する場合を含む。)の規 定の適用については、これらの規定中「規則」 とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を 定めておくよう努めるとともに、規則」とする。